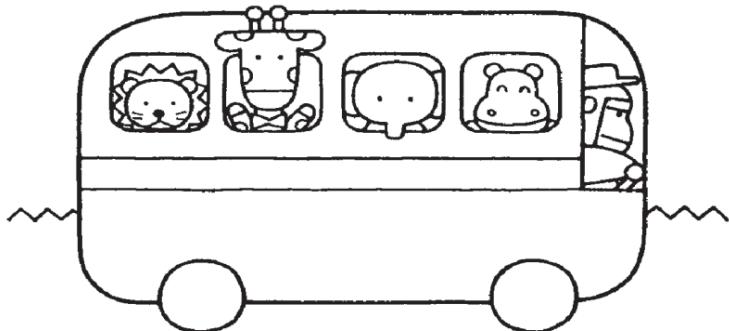


平成26年度

豊島区保育園入園のしおり



☆保育園とは

保護者が次のような事情のため、家庭で乳幼児の保育ができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

1. 保護者が仕事をしている場合
2. 保護者が出産する場合
3. 保護者が病気、負傷、心身に障がいがある場合
4. 保護者が同居親族等の看護・介護をしている場合
5. 保護者が就学(通学)している場合
6. その他、明らかに保育に当たることができない場合

以上のこととが常態となっており、かつ同居の親族その他の方も保育ができない場合に限ります。

<ご注意>

「集団生活を体験させてみたい」、「幼児教育の場として利用してみたい」という理由だけでは入園対象になりませんので、ご注意ください。

豊島区子ども家庭部子育て支援課入園係

〒170-8422

東京都豊島区東池袋1丁目18番1号

電話 03-3981-1111 (内線 2732~4)

電話 03-3981-2140 (ダイヤルイン)

FAX 03-3981-3396

お問い合わせ

このしおりには、保育園入園申込手続や、手続きに必要な書類などについて書かれています。入園を希望される方は、よくお読みになって申込みをしてください。

※このしおりは入園後も大切に保存してください。

豊島区ホームページアドレス

<http://www.city.toshima.lg.jp>

もくじ

ページ

1 平成26年4月1日の保育園入園までの流れ	P 1
2 平成26年5月以降の保育園入園までの流れ	P 2
3 入園の申込み・注意点	P 3
4 クラス年齢・保育園通園要件及び入園期間・保育園の見学および体験保育	P 4
5 育児休業・障がい児保育・申込みの取下げ	P 5
6 申込みに必要な書類 〈税額を証明する書類・その他・就労時間と日数〉	P 6・7
7 保育時間・延長保育・転園の申込み	P 8
8 保育料・延長保育料・保育料滞納	P 9
9 保育所入所基準指標表	P10
10 調整指標	P11
11 同一指標の場合の優先順位	P12
12 入園後の家庭状況等の変更・保育の停止・保育料の減額	P13
13 退園・入園継続・短期特例保育	P14
14 入所予約	P15
15 保育料基準表	P16
16 保育園の運営にかかる経費と保育料・園舎の改修、改築、民営化について ・認証保育所について	P17～P18
17 事業所内保育所・小規模保育所・保育ママについて	P19～P20
18 その他の保育支援サービス	P21～P22
19 豊島区内保育園一覧表	P23
としまくのほいくえんMAP	P24

○保育園入園をご検討になる場合、「入園のしおり」をお読みいただき、申込みに必要な書類やその手続締切日についてご確認ください。申込み締切日を過ぎてからは、受付できませんので、締切日に間に合うようにご準備ください。

○不足書類がある場合、入園申込みは受理できません。

*必要な書類については、「入園のしおり」に記載がありますので、ご確認ください。
不足書類のある場合、書類はいったんお返しすることになりますので、再度ご確認いただきお申込みください。

○入園申込みは、原則として、出生後、住民登録の手続を終えてから、受け付けます。

認可保育園の区分（平成26年度）

認可保育園は、本書で取り扱う保育施設です。保育士の人数や施設の設備など法律に定める一定の基準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けた保育園です。以下の区分3種類において、申込方法・保育料の決め方に違いはありません。

区分	設置主体	運営主体	施設数
区立	公設公営	区	20
	公設民営	民間	3
私立	民設民営	民間	11

1. 平成26年4月1日の保育園入園までの流れ

入園申込み

子育て支援課入園係に、直接お申込みください(郵送・FAX不可)。
土日祝を除く8:30~17:00に必要書類をご持参ください。
(保育ママ・事業所内保育所・小規模保育所等の申請も同時に受付をいたします。
詳細については、本しおりにはさんである案内をご覧ください。)
☆第1次選考 平成25年12月27日(金)締切
☆第2次選考(第1次選考欠員分) 平成26年 2月18日(火)締切

《ご注意》

- *締切日間際は大変混み合い、待ち時間が長くなることがあります。
- 必要書類は全て揃え(税資料は、平成24年・25年分を提出していただきますが、25年分については後日提出してください。)、もれなく記載の上、余裕を持ってお申込みください。
- *12月27日までにお申込みをいただいても、入所基準の指数によっては第2次選考の対象となります。(「求職中」等の場合)
- *入園内定後に辞退をされた場合は、「申請取下げ」(申込みすべてが取下げ)の扱いとなります。
希望園は通園可能な範囲で熟慮の上、慎重に選んでください。

休日受付をいたします!

平成25年12月 1日(日)午前10時から午後4時まで
平成25年12月15日(日)午前10時から午後4時まで

*4月入園については、出生予定日が平成25年12月15日から26年2月17日までの場合に限り(26年2月4日から2月17日までに出生予定の場合は6週経過児対象の保育園のみ選考となります。)、出生前の入園申込みを受付します。確認のため母子手帳のコピーが必要です。必ず事前に、入園係にご相談ください。

<豊島区外保育園希望の場合>

それぞれの自治体により、締切日が異なります。申込み制限や必要書類も併せて該当自治体にご確認の上、早めにお申込みください。{他の自治体の保育園を希望する場合入園申請書類一式のコピーをご用意ください。(自治体が複数であればその部数)}

入園内定者へは保育園、または入園係から電話でご連絡いたします。

<豊島区内の保育園への入園希望の場合の連絡日>

第1次選考 平成26年 2月 12日(水)・13日(木)

※第1次選考で入園できなかった場合、通知はいたしません。この場合自動的に第2次選考の対象となります。第2次選考でも入園できなかった場合に、平成26年3月下旬に「保留通知書」を送付いたします。

第2次選考(第1次選考欠員分) 平成26年 3月 3日(月)

<豊島区外保育園希望の場合の連絡日>⇒それぞれの自治体により異なります。

平成26年3月下旬までに、入園内定園での指定日に面接・健康診断を行います。

入園時に必要となる持ち物等について、各園から説明があります。

この面接・健康診断を入園前に受けないと、または面接・健康診断で、集団保育に適さないと判断された場合は、内定取消しとなります。

集団保育が可能なお子さんは、平成26年4月1日から通園できます。

入園係から「入所承諾書」等(この中で保育料額もお知らせします。)を3月末に(面接等終了後順次)送付します。

※「慣らし保育」について:入園当初の保育時間は、保育園に無理なくはじめよう、短時間からスタートします。ご協力ください。

◇入園できなかった場合

平成26年3月下旬発送の「保留通知書」でお知らせします。

◇豊島区外にお住まいの方

豊島区内の保育園入園をご希望の場合、申込みに一定の制限があります。また、お申込み手続はお住まいの自治体が窓口となっています。

2. 平成26年5月以降の保育園入園までの流れ

入園・転園・延長保育申込み

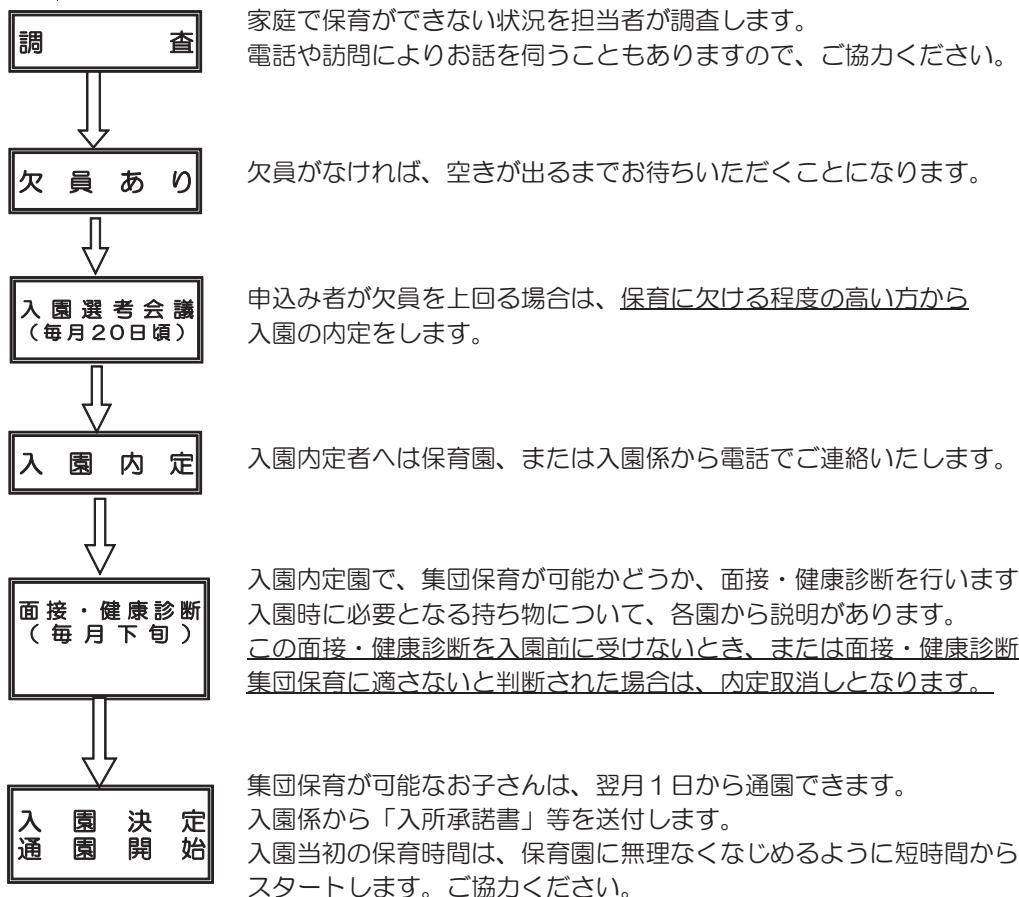
子育て支援課入園係に、直接お申込みください（郵送・FAX不可）。

土・日・祝日、年末年始の休日を除く 平日の、8:30～17:00に必要書類を持参ください。

入園希望月	申込締切日（書類持参）	内定連絡日	入園希望月	申込締切日（書類持参）	内定連絡日
平成26年5月	平成26年4月15日(火)	4月21日(月)	平成26年11月	平成26年10月15日(水)	10月23日(木)
6月	5月15日(木)	5月22日(木)	12月	11月14日(金)	11月19日(水)
7月	6月13日(金)	6月20日(金)	平成27年1月	12月15日(月)	12月18日(木)
8月	7月15日(火)	7月23日(水)	2月	平成26年12月26日(金)	平成27年1月14日(水)
9月	8月15日(金)	8月21日(木)	3月	12月26日(金)	2月12日(木)
10月	9月12日(金)	9月19日(金)	4月	12月26日(金)	2月12日(木)
<入園は、毎月1日です。月途中の入園はできません。>					2月13日(金)

<豊島区外保育園希望の場合>

それぞれの自治体により、締切日が異なります。申込み制限や必要書類についても、該当自治体にご確認の上、早めにお申込みください。



《入園できなかったとき》

希望園に欠員がなく入園できなかったときは、「保留通知書」でお知らせします。

申込み書類は申請から6か月間有効で、この間は名簿に登載され、希望園に欠員が生じることに入園選考を行います。

入園内定の方には連絡しますが、保留の方への通知は最初の1回だけです。通知書の再発行はできませんので、ご承知おきください。有効期限内に入園できないときは、改めて入園の申込みが必要です。
有効期限が切れても通知はいたしませんので、ご注意ください。

3. 入園の申込み・注意点

☆入園の申込みについて（郵送不可）

住民登録地	受付窓口	希望園	締切日	注 意 点
豊島区内	子育て支援課入園係の窓口 (区役所本庁舎2階)	の豊島保育区園内	毎月15日 (土・日・祝日の場合は、直前の開庁日)	転園・延長保育も入園申込みと同じ締切日です。 2月・3月・4月入園及び転園・延長保育の締切日は異なります(2ページ参照)。
		豊島区外の保育園	区市町村によって、異なります	申込み後、豊島区から希望の保育園を管轄する区市町村へ協議を行います。(入園申請書類一式のコピーを、申込み自治体の部数分ご用意ください。)区市町村によっては <u>一定の申込み制限</u> があり、また締切日が異なりますので、確認のうえお早めにお申し込みください。なお、区外へ転出する方が転居先の区市町村の保育園を希望される場合は住居の「売買契約書」「賃貸契約書」などのコピーが必要ですので、申込み時に提出してください。転出後は、転出先の区市町村で改めて入園の申込みをする必要があります。
豊島区外	保育園入園担当窓口	お住まいの区市町村の保育園	毎月15日 (土・日・祝日の場合は、直前の開庁日) 2月・3月・4月 は異なります	豊島区では一定の申込み制限を設けていますので、あらかじめ確認してください。申込み書はお住まいの区市町村から豊島区へ送付されますので、豊島区の締切日までに届くよう、お早めにお申込みください。 【豊島区に転入の予定の場合、転入先が確認できる書類(売買契約書・賃貸契約書のコピー)、誓約書を必ず添付してください。その他の状況につきましては入園担当窓口にご相談ください。】

☆申込みの注意点

- ◎希望園は、通園可能な範囲内で、欠員の有無にかかわらず通園したい順にご記入ください。
- 見学やふれあい体験保育（4ページ参照）を利用するなど、十分検討の上、記載してください。
- 入所希望できる保育園数は、最大6園までです。希望順位により選考に不利になることはありません。
- ◎必要書類は漏れなく記載し、必要なものをすべて揃えてお申込みください。
- 必要書類が期限内に提出されない場合は、入園選考の対象にはなりません。
- ◎追加で書類をお願いする場合もあります。締切間際の申込みは、極力避けてください。
- 特に、締切日は大変混雑します。長時間お待ちいただくこともあります。
- ◎申込みの内容が事実と異なる場合は、入園内定取消しまたは退園となります。
- すべての書類は、事実に基づいて現在の状況を正確に記入してください。
- ◎申込み後、家庭の状況（保育状況・仕事・住所・連絡先・家族構成など）に変更があった場合は必ずご連絡ください。選考基準が変わる場合があるため、ご連絡がないと、選考に不利になったり入園内定や決定が取消しになることがあります。
- 申請書類提出後、入園月の月末までに、退職、転職、就労形態の変更等があった場合、入園内定取消し、またはその月末をもって退園となる場合があります。
- ◎入園が内定しても、面接・健康診断の結果により、集団保育に適さないと判断されたときには、入園できない場合があります。
- ◎申込み児童の兄弟姉妹に未払いの保育料がある方は、必ず支払を済ませてください。
- 申込み時に、お支払のお約束をしていただきます。未払の保育料があるときは、選考に不利になる場合があります。
- ◎発達上の心配や、アレルギー症状・慢性疾患のあるお子さんは、ご相談ください。
- 食物アレルギーについては、医師の診断書等に基づき除去食対応をしていますが、状況により、ご家庭からお弁当を持参していただくこともあります。詳細は、入園決定後当該園とご相談いただきます。
- ◎入園までに豊島区から転出された場合は、豊島区での申込み及び内定は無効になります。

4. クラス年齢・保育園通園要件及び入園期間・保育園の見学および体験保育

☆平成26年度・クラス年齢表

保育園のクラスは、4月1日現在の年齢で決まります。

年の途中で誕生日を過ぎても、クラス年齢は変わりません。

クラス	児童生年月日
5歳児	平成20年4月2日～平成21年4月1日 (2008年) (2009年)
4歳児	平成21年4月2日～平成22年4月1日 (2009年) (2010年)
3歳児	平成22年4月2日～平成23年4月1日 (2010年) (2011年)
2歳児	平成23年4月2日～平成24年4月1日 (2011年) (2012年)
1歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日 (2012年) (2013年)
〇歳児	平成25年4月2日以降 (2013年)

☆保育園通園要件及び入園期間

保護者の状況	入園期間
働いている場合	小学校入学始期まで
出産する場合	出産予定月及びその前後2か月の最長5か月（注1）
病気・負傷・心身に障がいがある場合	事由の必要期間
看護・介護をしている場合	在学期間中
就学（通学）している場合	入園日から2か月以内（注2）
求職中	

（注1）就労・就学を理由で申請中の方が、出産予定月及びその前後2か月の間に入園決定となった場合は、出産理由による入園期間（上記の表参照）終了時に復職・復学している場合のみ、継続通園できます。
育児休業取得の場合は、出産理由による入園期間終了日の末日で退園となります。

（注2）期間内に就労を開始し、就労証明書の提出があれば、保護者の状況が「働いている場合」に変更となり、入園期間は小学校入学始期までとなります。

保育園通園要件がなくなった場合は、退園となります。

保護者の方の状況が変わったときは、入園期間も変更になります。
但し、出産の理由で入園した場合は、理由を変更して（就労・求職・疾病等）継続することはできません。
この場合は、変更した理由で再申請・再選考となります。

※就労の理由で保育園入園後に出産予定となった方

母子手帳の表紙と出産予定日の記入してあるページの写しを提出してください。

入園後出産し、育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合	<p>上のお子さんが継続通園するには、「育児休業証明書」の提出が必要です。このことにより、下のお子さんの満1歳の誕生日の前日まで、引き続き保育園に通園できます（条件により、年度末まで延長することができますので、入園係にご相談ください。）。 なお、育児休業が終了した場合は復職していることを確認するため、復職後2週間以内に「復職証明書」を入園係に提出してください。 用紙は、入園係の窓口・保育園に備えてあるほか、ホームページからダウンロードもできます。</p>
--------------------------------	---

☆保育園の見学および体験保育

保育園では、見学や育児相談、心れい体験保育ができます。
体験保育をご希望の方は、事前に保育園へ直接お申込みください（連絡先は23ページ参照）。
区立保育園（公設民営園含む）では、昼食（有料200円）の体験もできます。
※私立保育園での体験保育をご希望の方は、詳細を各保育園にお問い合わせください。

5. 育児休業・障がい児保育・申込みの取下げ

☆育児休業明けの入園申込み及び入園後の提出書類について

- ◎父母が育児休業を取得している期間は、転園・延長保育の申込みはできません。
- ◎育児休業明けで職場復帰する場合は、原則として育児休業終了日当月の1日からの入園申込みができます。
(各月1日に復帰の場合は、前月1日からの入園申込みもできます。)
- ◎入園月の翌月1日までに育休取得の職場に復職していただくことが必要です。
育休取得の職場に育休前と同条件で復帰されないと内定取消しまたは月末で退園となります。
- ◎復職後、2週間以内に「復職証明書」を入園係に提出していただきます。「復職証明書」を期日までに提出していただけない場合、復帰日が確認できないため、月末で退園となる場合があります。
- ◎「育児休業終了日が入園月の末日」である旨が記載された就労証明書を提出して入園が決定された方が、
育児休業終了日を翌月の1日以降に変更されていたり、復職時に条件が変わった場合（例：常勤→非常勤・週5日→週4日）や復職後1か月以内に転職または退職されていた場合には、選考時の指標と異なる状況であるため、入園決定後であっても、月末で退園となる場合があります。くれぐれもご注意ください。
- ◎育児休業期間が入園希望月より先まである場合、「育児休業の短縮の可・否について記入のある就労証明書」を提出してください。「可」の場合、選考基準は就労内定扱いとなります。「否」の場合は育児休業終了日からの選考となります。入園希望月の翌月2日から月末までの復職の場合は、-1点の扱いとなります。
それ以上長期に育休となっている場合は内定扱いとなります。

☆障がいのあるお子さん、通院中のお子さんの申込みについて

- ◎障がいではなくても、通院治療中の場合も該当しますので、事前に入園係にご相談ください。
欠員があっても保育園の受け入れ体制が整わず入園をお受けできない場合があります。
- ◎豊島区内の保育園では、原則として各園2名の定員で、心身に障がい等のあるお子さんの保育を行っています。保護者の就労等により家庭での保育ができない状況であり、かつ、集団生活が可能なお子さんを受入れています。
- ◎申込みには、『申込みに必要な書類』(6・7ページ参照) のほかに、
 - ①「主治医の意見書」
 - ②「心身状況表」

等の書類が必要です。一般の選考に加え、集団生活が可能かどうか、保育園の受け入れ体制が整うかどうか、また受け入れの際に配慮すべきことなどについて、医師等の意見を聴き、審査を行います。
- ◎保育時間につきましては、お子さんの健康状況・保育園の保育体制によって決めさせていただきます。

☆申込みの取下げ

- ◎入園・転園・延長の申込み後、その必要がなくなった場合は、速やかに子育て支援課入園係に連絡の上、「保育園入園・転園・延長保育申込取下願」を提出してください。
- ◎内定された園を取下げの場合は、入園係に取下願の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。
取下願の提出後、引き続き入園を希望する場合は、あらためて申請が必要となります。



6. 申込みに必要な書類

☆申込みに必要な書類 【DL…豊島区のホームページから用紙をダウンロードできます。】

- ① 「保育所入所申込書」
 - ② 「家庭の状況」
 - ③ 「申込みチェックシート」
 - ④ 「保護者の方が家庭でお子さんを保育することができない状況を証明する書類(下表参照)」
- } 裏面も記入・確認してください。
(①~③の配布場所：しおり内・DL・窓口)

※父母及び18歳～64歳の同一住所・同一敷地内（集合住宅を含む。）の同居者・居住者について、全員分が必要です。

必要書類 保育に当たれない理由	配布場所	父・母・同居者	母	父・母・同居者	父・母・同居者	父・母・同居者	父・母・同居者
		就労	出産	病気	障害	介護・看護	学生
就労証明書(父母用)	しおり内・ DL ・窓口	○					
勤務証明書（同居者用）	DL ・窓口	○ (同居者)					
母子手帳のコピー (表紙・出産予定日記載のページ)			○				
診断書 (※保育困難な状況が記載されていること。)				○		○	
障害者手帳のコピー					○	○	
介護保険被保険者証のコピー						○	
介護状況申告書	DL ・窓口					○	
在学証明書・カリキュラム							○

- ⑤ 税額を証明する書類(父母とも必要です)・18歳以下の扶養親族の保険証のコピー

〔認可保育所に平成26年度も継続通園中の兄弟がいる場合は、必要ありません。〕

- (1) 平成25年(2013年)の所得税のわかるもの(平成25年1月～12月の所得です。)

確定申告をされた方	「平成25年分確定申告書(控)」のコピー
給与所得者で確定申告をしない方	「平成25年分所得税源泉徴収票」のコピー
住民税の申告をされた方	「平成26年度住民税申告書(控)」のコピー
上記のいずれにも該当しない方	「年間収入申告書」(用紙は窓口・ DL)
海外赴任の方	円に換算された支払証明書

*平成26年4月入園希望の方は、平成24・25年分の税資料を提出してください

(平成25年分税資料のみ後日提出可)。

- (2) 18歳以下の扶養親族の保険証のコピー

保育料は、所得税額により決定しております。

平成22年度の税制改正において年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となりました。税制改正に伴い、保育料に影響がでてしまうことから、豊島区では、平成25年中の所得に対し前年同様、税制改正の影響がないよう、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除を税額計算の際に算入し、保育料負担に影響が出ないように再計算をしています。

扶養人数を確認するために、下記の全てに該当する方の保険証のコピーをご提出ください。

●平成25年12月31日の状況において、以下の全てに該当する方全員分の保険証のコピー

- ・18歳以下の配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)
- ・申請者と生計を一にしている方
- ・平成25年分の合計所得金額が38万円以下である方

(3) 平成25年1月1日に豊島区の住民でなかった方

(1)・(2)のほかに、平成25年度(2013年)の住民税のわかるもの(平成24年1月～12月の所得です。)

平成25年1月1日現在の住所地で発行される「平成25年度住民税(非)課税証明書」又は

「平成25年度住民税・納税通知書」が必要です。

※場合によっては、他の書類を提出していただくこともあります。

また、家庭状況により同居の祖父母(同一敷地内を含む)の税書類を提出していただくことがあります。

⑥ その他

該当の方は、①～⑤に加えて、以下の書類が必要です。

区立保育園(公設民営園を含む。)での延長保育を申し込む方 *	延長保育申込書(用紙は窓口・DL)
	(父母分) 延長保育用勤務証明書(しおり内・窓口・DL) なお、申し込み前に各自コピーを取り入所面接時に保育園に提出していただきます。
障がい・疾病のあるお子さんの申込み	主治医の意見書・心身状況表(窓口・DL)
外国籍の方(在留資格に応じて)	資格外活動許可証・在留資格の分かる書類
転出先の保育園を申し込む方	売買(賃貸借)契約書のコピー
生活保護の方	生活保護受給証明書
世帯の生計中心者の失業(解雇)・倒産により、緊急に生計を得るために就労を要する方	離職証明書または離職票のコピー(離職事由が分かる証明書)
ひとり親世帯	ひとり親医療証や児童扶養手当証書等のコピー又は戸籍謄本 離婚後1年未満の方は、離婚日が分かる証明書
離婚を前提に別居中の方	離婚調停中または裁判中であることを証明する書類 ※上記書類を提出できない場合、配偶者の就労証明書・源泉徴収票等が必要になります。
父又は母が単身赴任中の場合	その旨が記入された就労証明書(記入がない場合は不可)
父又は母が長期入院の場合	入院証明書・入院期間の分かるもの
入所させたい子どもを、認証保育所・保育ママ・臨時保育所・事業所内保育所・小規模保育所・無認可保育所等に通所させて現在働いている。	子どもを預けている施設が発行する契約書および直近前3か月分の領収書のコピー

*私立保育園の延長保育を申し込む方は、入園内定後に行われる保育園での個別面談の際に、お申し出ください。

※必要書類が未提出の場合は選考対象外とします。

☆就労時間と日数について

就労時間の最低基準は、①週5日以上で1日当たり4時間以上、②週4日以上で1日当たり5時間以上、③週3日以上で1日当たり4時間以上のいずれかです。

※賃金の額により労働基準監督署の定める最低賃金を参照し、就労時間を算出する場合があります。最低基準(月6万5千円以上)に満たない場合は、就労のために保育が困難とは認められませんので、ご注意ください。

7. 保育時間・延長保育・転園の申込み

☆保育時間

1. 基本開所時間は、午前7時15分から午後6時15分までです。
2. 区立保育園（公設民営園含む）では、生後8か月に満たないお子さんは午前8時30分から午後5時までの範囲内で、満8か月からは基本開所時間の範囲内で、保護者の勤務時間や通勤時間等の事情を考慮しつつ当該保育園長が決定します。
3. 入園後お子さんが保育園に無理なくはじめるように、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていきます。（通常1週間程度ですが、お子さんの状況により異なります。）

☆休園日

1. 曜日・祝日と年末年始(12月29日～1月3日)は休園します。

☆延長保育の申込みについて（在園児のみ郵送可）

1. 開所時間の午後6時15分までの迎えが間に合わない世帯を対象に、延長保育を実施しています。
実施園と延長時間については、23ページの保育園一覧表を参照してください。
区立保育園（公設民営園を含む。）については、満1歳以上から利用できます。
私立保育園については、各園にお問い合わせください。
2. 延長保育を希望される場合は、入園とは別の申込みが必要です（7ページの表参照）。
3. 延長保育申込み先
 - ・区立（公設民営保育園含む）・・・子育て支援課入園係（各月の締切はP2の表を参照）
 - ・私立保育園・・・各私立保育園
4. 延長保育は定員制のため、希望されても空きがなく利用できない場合があります。
5. 保育料とは別に延長保育料がかかります。
6. 原則として、産休・育休・求職中の方は利用できません。
7. 利用回数の少ない方は、1日単位（スポット）での利用もできます。
*利用定員・申込み方法等は、園によって異なりますので、各園にお問い合わせください。
*19時15分以降・土曜日は利用できません。（公立園・公設民営園）

☆延長保育の辞退（在園児のみ郵送可）

1. 勤務時間の変更等で延長保育が不要になる場合は、「延長保育辞退届」の提出が必要です。
用紙は入園係窓口・各保育園 またはホームページからダウンロードできます。
「延長保育辞退届」の提出先
 - ・区立保育園（公設民営保育園含む）・・・子育て支援課入園係
 - ・私立保育園.....各私立保育園
2. 「延長保育辞退届」は、事後の届け出は認められません、提出が遅れた場合、延長保育を利用しないなくても、提出した日の属する月まで延長保育料がかかります。

☆豊島区内保育園の転園の申込みについて（郵送可）

- 転居など特別な事情がある場合は、転園の申込みができます。転園に限っては、郵送での申込みも可能です。
- 転園が内定した時点で、現在入園されている保育園には別の児童が内定しております。元の保育園に戻ることはできませんので、ご注意ください。
- 転園の場合も、新しい園はじめるよう、短時間から徐々に通常の保育時間にしていきます。
- お申込みは、「転園申込書」を入園係窓口に提出してください。（各月の締切はP2の表を参照）
またすでに提出されている「就労証明書」が証明日から、6か月以上経過している場合は、新たな「就労証明書」を合わせて提出してください。転園先で延長保育が必要な場合「延長保育申込書」「延長保育用勤務証明書」も必要です。
- 転園申請の受付は、入園後3か月からです（4月入園の場合、7月1日付転園からの受付となります）。ただし、
 - ①兄弟姉妹が別々の保育園のときに同一の保育園にする。
 - ②自宅から遠い保育園（直線距離で1.2km以上離れている）に通っている。
 - ③延長保育を利用するため。などの場合は、入園の翌月の転園から受け付けますので、入園係にご相談ください。
- 育児休業中の転園の申込みはできません。

8. 保育料・延長保育料・保育料滞納

☆保育料

〔保育料の金額〕

毎月の保育料は、各家庭の前年の所得税額等により決まります。

※平成26年度の保育料につきましては、税制改正以前の年少・特定扶養控除を算入し、再計算いたします（P6(2)参照）。

◇認可保育園では、区立・私立とも保育料の計算方法は同じです。

◇毎月1日に保育園に在籍している場合は、その月分の保育料を納めていただきます。

◇保育料は日割り計算しませんので、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。

やむを得ず長期欠席となった場合でも、保育料は必要となります。

延長保育料についても、同様の扱いとなります。

◇食物アレルギー等で、お弁当をご持参いただいた場合も、保育料の返還はありません。

【平成25年分所得税額の変更】

平成25年分所得税の修正申告や更正をされた場合は、必ず申告書（控）の写しを入園係へ提出してください。同年度内に限り保育料の階層の再認定を行います。

〔納入方法〕

◇保育料は、口座振替により納入していただきます。

◇保育料の支払期限は、毎月月末です（月末が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日です）。

◇入園決定時に「口座振替（自動払込）依頼書」をお渡しますので、入園決定後に金融機関での手続をお願いします。金融機関の承諾印が押された「口座振替（自動払込）納付届」（2枚目の区保管用）は入園係に提出してください。

◇「口座振替（自動払込）依頼書」は、入園係及び区内認可保育園にあります。

◇口座振替は残高不足などで引き落とし不能となりますと、その分は再度引き落とすことができません。引き落とし日前には残高確認をお願いいたします。

◇すでに兄弟が入園していて、口座振替でお支払いいただいている場合は、同一口座から世帯分の保育料が引き落としになります。新規入園するお子さんの分を再度申込みする必要はありません。但し、26年1月からは兄弟別々の口座からの引落しも可能となります。

◇口座振替の手續が間に合わなかった場合は、お送りする納付書により金融機関・子育て支援課窓口で支払いをしてください。



☆延長保育料

《区立保育園》

◎延長保育料（月極め） : 1人月額 4,000円 （A・B階層は免除）

◎1日単位（スポット）利用料金 : 1回（1時間）400円 （A・B階層は免除）

* スポット利用は19時15分以降と土曜日は対象外となります。

◇納入方法 月極めの場合は、基本保育料と同様に口座振替により納入していただきます。

スパート利用料金は毎月当該園に支払ってください。

《私立保育園》

各保育園が定める金額を、直接園に納めていただきます。詳細は各保育園にお問い合わせください。

☆保育料・延長保育料の滞納について

保育料は、保育園運営の貴重な財源となっています。納付期限を過ぎても決められた保育料が納入されない場合、督促を行います。その他、職員が保育園での徴収、戸別訪問による徴収、また、差押などの滞納処分を行います。

なお、延長保育は世帯の申請によりお受けしており、使用料としてお支払いただくものです。

2か月以上滞納された場合は、延長保育を辞退していただきますので、ご承知おきください。

9. 保育所入所基準指數表 (平成26年度)

番号	保 護 者 の 状 況			指数	入所承諾 期 間
	類 型	細 目			
1	居宅外労働 (自営含む)	月20日 以上	日中8時間以上の就労を常態…※	20	必要な期間
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	18	
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	17	
			日中4時間以上5時間未満の就労を常態	15	
		月16日 以上	日中8時間以上の就労を常態	17	
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	16	
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	15	
2	居宅内労働 (自営含む)	月12日以上 (週3日)	日中7時間以上の就労を常態	14	必要な期間
		その他	勤務の態様から明らかに保育できない場合	12	
		月20日 以上	日中8時間以上の就労を常態	19	
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	17	
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	16	
			日中4時間以上5時間未満の就労を常態	14	
		月16日 以上	日中8時間以上の就労を常態	16	
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	15	
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	14	
3	両親不存在	死亡・離別・行方不明・拘禁			20
	出 産	出産予定月とその前後の各2か月 (最長5か月間)			13
5	疾 病	入 院	1か月以上を要する場合	20	必要な期間
		自宅内	常時臥床・精神性疾患	16~20	
			一般療養(安静または週3日以上通院が必要)	15	
			一般療養(その他)	14	
6	心身障害者	(身体障害者手帳) 1・2級 (愛の手帳) 1・2・3度 (精神障害者保健福祉手帳) 1・2・3級			20
		(身体障害者手帳) 3 級 (愛の手帳) 4 度			17
		(身体障害者手帳) 4 級			14
7	看護 (介護)	自宅内で常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護			18
		常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)			16
		入院・通院・通所等付き添い(週5日、1日4時間以上)を含む介護			15
		入院・通院・通所等付き添い(週3日、1日6時間以上)を含む介護			12
		上記以外			10
		火災等による家屋の損傷、他の災害の復旧活動中			20
9	特 例	就学・技能習得のため保育できない場合(指數は番号2を準用)			12~19
		就職 内定者	月20日 以上	日中8時間以上の就労を常態	12
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	11	
			日中4時間以上6時間未満の就労を常態	10	
		月16日 以上	日中8時間以上の就労を常態	11	
			日中6時間以上8時間未満の就労を常態	10	
			日中5時間以上6時間未満の就労を常態	9	
		月12日以上 (週3日)	日中7時間以上の就労を常態	7	
		求職のため日中外出を常態		生計中心者	10
				そ の 他	6
					2か月以内

前ページ保育所入所基準指數表について〔備考〕

1. 指数は、保護者（父母）それぞれの状況に基づいて認定し、そのうちの低い方の指数をその世帯の指数とします。
2. 入所対象月より前の育児休業期間において、入園でき次第復職するとの申立てを提出した場合、就職内定者として扱います。
(詳細は5ページの「育児休業明けの入園申込み及び入園後の提出書類について」をご覧ください。)
3. 就労理由で申し込んだ方が出産される場合、就労先の産休期間にかかわらず出産予定月及びその前後2か月の合わせて5カ月間は出産の指數とします。但し、保育園に入所する月のうちに、法定の産後休暇を終えて職場に復帰する場合は就労の指數、復帰しない場合は出産の指數とします。
4. 就労証明書上、すでに勤務が開始していることが、確認できない場合は、内定として扱います。
5. 就労時間に比して、著しく賃金が低い場合は、東京都最低賃金をもとに、労働時間を算出する場合があります。
6. 希望順位に関わらず、保育に欠ける程度の高い方から選考します。
第1希望は有利、第6希望は不利ということはありません。また、第1希望のみの希望が有利ということはありません。

※各就労時間は休憩時間を含みます。

10. 調整指數 (基準指數表の世帯指數に下記指數（重複可）を加算します。)

	指數
1 特別な支援を要する世帯	1~10
2 ひとり親世帯及びこれに準ずる世帯	10
3 生活保護法による被保護世帯	8
4 育児休業取得により一時退園し、育児休業明けに再入園申込の場合	6
5 世帯の生計中心者の失業・倒産等により、緊急に生計費を得るために就労を要する ※離職証明書要添付	5
6 離婚・死別後1年以内で、緊急に生計費を得るために就労を要する ※戸籍謄本等添付	5
7 保護者のいずれもが聴覚・言語障害3級以上の世帯	3
8 居宅内自営で危険な業種（火気・刃物・劇物・機械等の危険物を扱う業種）の場合	1
9 弟兄姉妹（卒園児を除く）が既に入所している保育園の入所を希望する場合	1
10 弟兄姉妹（双子等含む）が同時に入所を希望する場合	1
11 弟兄姉妹を同一園にする、遠距離で通園が困難なために転園を希望する場合 (注1)	1
12 延長保育を必要とし、延長保育指定園への転園を希望する場合 延長保育時間のさらに長い園へ転園を希望する場合 (注2)	1
13 保護者の一方が単身赴任中※就労証明書に要記入、長期入院中の場合（3か月以上）※入院証明等添付	1
14 自営で中心者でない場合	-1
15 入所月前の就労実績が3か月未満の場合	-1
16 65歳未満の同居者が最低就労基準以下の外勤または内勤・求職中の場合	-2
17 転園希望の場合（兄弟姉妹を同一園にする、遠距離で通園が困難な場合（注1）を除く。）	-1
18 育児休業明け前の月に入所希望の場合	-1
19 過去3か月分以上の保育料滞納（卒園児を含む）がある世帯	-5

(注1) 自宅から保育園までの距離が直線距離で1.2km以上ある場合

(注2) 延長保育申込書・延長保育用勤務証明書の提出も必要です。

11.同一指數の場合の優先順位（指數が同位となる場合は、次の各号の順に順位を決定します。）

1	緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる世帯 (要保護・要支援世帯、ひとり親世帯、精神障害・精神疾患者等)	世帯参照
2	転園申請より入園申請の方を優先	
3	民営化や改築・改修等に伴う転園希望	
4	保護者が、障がい・疾病、あるいは親族の介護（寝たきり・常時介護）をしている。	
5	入園させたい子どもを、入園希望月より3か月以上前から認証保育所・保育ママ・事業所内保育所・小規模保育所・無認可保育所等に預けて、働いている。 (※2参照)	
6	外勤常勤（雇用期間の定めがなく、給与が月給制または年俸制の方）	
7	外勤非常勤 (※3参照)	
8	派遣社員（派遣契約で就労している方）	
9	在宅勤務（自営業を除く）	
10	世帯の生計中心者の6か月以内の失業・倒産により、緊急に生計費を得るための就労をする時 (※4参照)	
11	居宅外自営（自宅とは離れた場所で自営業をしている方）	
12	居宅内自営（自宅と同一の敷地内で自営業をしている方）	
13	入園申込児が2名以上いる	
14	入園を申請して、待機期間が6か月以上ある	
15	過去1年以内において、入園申請の取り下げ、及び内定の辞退をしていない	
16	出産理由による入園申請	
17	就労内定者・開業予定者	
18	就学等（各種学校・ハローワークによる職業訓練校等。但し通信教育は除く。）	
19	家庭状況で、1.2km以内に親族が居住していない場合	世帯参照
20	保育料の滞納が無い世帯	
21	保育料の滞納月数が少ない世帯	世帯参照
22	両親ともに、1年以上同じ会社で働いている世帯	
23	豊島区民として、住民税を3年以上課税されている世帯	
24	保育料世帯階層区分低位順	
25	所得税額、住民税額の少ない順	

※1：同一項目内では、就労日・就労時間が多い者を優先する。（ただし、月20日以上、1日8時間以上の就労を常態としている場合には、同等とする。）

※2：子供を預けている施設が発行する契約書および直近前3か月分の領収書のコピーが必要。
(ただし、保育ママ・臨時保育所・事業所内保育所・小規模保育所については不要)

※3：派遣社員以外の外勤で、以下のいずれかにあてはまる場合は非常勤とみなす。

- ①雇用期間が決められている。
- ②給与が「時間給」、「日給」、「歩合制」、「出来高制」のいずれかである。

※4：離職証明書、離職票、失業給付金の受給者証等の離職日が確認できる書類のコピーが必要。

12.入園後の家庭状況等の変更・保育の停止・保育料の減額

☆入園後の家庭状況等の変更

保育園は、家庭で保育できないお子さんをお預かりする施設です。通園を続けるには、入園後も家庭で保育できない状態が続いていることが必要です。

1. 家庭の状況に変更のあった場合は、子育て支援課入園係まで必ず届け出してください。
 - ① 住所が変わったとき。 ② 勤務先が変わったとき。又は勤務条件が変わったとき。
 - ③ 妊娠したとき。 ④ 保護者が変わるなど世帯に変更があったとき。
 - ⑤ 姓が変わったとき。 ⑥ その他家庭の状況が変わったとき。
2. 届け出には、「変更届」とその内容に応じた書類が必要です。詳しくは、入園係へお問い合わせください。用紙は、窓口・保育園・ホームページ上にあります。
3. 家庭の状況につきましては、必要に応じて、子育て支援課入園係が現地調査を行います。

☆保育の停止

入園児童だけが・病気のため月の初日から末日まで1か月間通園できないと見込まれるときは、2か月に限り保育を停止することができます。診断書を添えて、事前の相談と「保育停止願」（用紙は入園係窓口・各保育園またはホームページからダウンロード）の提出が必要です。『停止』が認められれば、停止期間中の保育料を支払う必要はありません。月途中での適用はありません。

- ① 保育料についての特例的な措置であり、事前の届出が必要です。
- ② 入園児童のけが・病気以外の家庭の事情（里帰り出産を含む。）等で休む場合は、この制度の適用はありません。
- ③ 欠席が連続して2か月を超える場合は、月末で退園となります。



☆保育料の減額について

保育料の支払が困難な方は保護者からの申請で減額・免除になる場合があります。

以下の条件により、必要書類と減額期間が異なりますので、詳しくは入園係へご相談ください。

- ① 生活保護を受けた場合
 - ② 今年度区民税（市町村民税）が非課税、減免、徴収猶予、納期の延長となつた場合
 - ③ 今年中に、災害、盗難、横領による損失を受けた場合
 - ④ 今年中に、多額の医療費を支出した場合
 - ⑤ 今年中に、稼働能力のない世帯員が増えた場合（例：子どもが生まれた）
 - ⑥ 今年中に、主たる働き手が失業した場合
 - ⑦ 世帯の前3か月の平均収入月額（賞与を除く。）が、前年の平均収入月額（賞与を除く。）より1割以上低額になった場合（3か月が限度、再申請可能）
*育児休業給付金を受けている場合は対象外となります。（保険証で確認します）。
 - ⑧ 同一世帯内に、次の手帳の交付を受けている方がいる場合
 - ・身体障害者（児）手帳1～2級 ④ 愛の手帳1～3度
 - ・精神障害者保健福祉手帳1～3級
 - ⑨ 同一世帯に、保育ママ・臨時保育所に預けている児童がいる場合
- ※保育料の減額・免除の適用は、「保育料減額願」他必要書類を提出された月の翌月からとなります。
- ※原則として同時期に2つの減額を受けることはできません。

13. 退園・入園継続・短期特例保育

☆退園

1. 家庭での保育が可能となった場合や転出等で退園する場合は、「退園届」の提出が必要です。
用紙は、入園係窓口・各保育園又はホームページからダウンロードできます。
2. 2か月以上の長期にわたって休む場合は、退園となります。
3. 「退園届」は、退園する月の15日までに入園係へ提出してください。
4. 「退園届」は、事後の届出は認められません。登園していなくても、「退園届」が入園係へ届いた日の属する月分までの保育料を負担していただくことになります。
5. 豊島区外へ転出し、引き続き同じ園に通園を希望されるときも、「退園届」が必要です。
さらに、転出先の区市町村において改めて保育園の入園申込みが必要となります。
また、転出後も豊島区保育園に通園を希望される方は、年度末までは転出先自治体からの通園を受けますが、翌年4月以降は再申込みとなります。年齢によっては申込みを受付できません。また、選考は区民優先となるため不承諾となることがあります。
転出先自治体内の保育園の入園をご検討ください。
6. 保育の実施基準に該当しなくなった場合は、承諾された保育実施期間内でも退園していただく場合があります。

☆継続通園の手続について

入園後、翌年度の4月以降も引き続き保育園に通園を希望される方には、毎年2月上旬までに「継続通園申込書」、「前年の1月～12月の収入の分かるもの」等を提出していただきます。
家庭で保育できない状態が続いているかどうかを確認し、4月以降の保育料を決定します。
これらの書類の提出がない場合は、継続通園できなくなることもあります。

☆短期特例保育

保護者が出産や病気での入院、または看護を要する家族がいる等の緊急な理由で、一時的に家庭で、お子さんを世話できないときに、同年齢クラスに欠員のある場合のみ、認可保育園で保育します。
保育期間は、1ヶ月以内です。欠員状況については、下記URLをご参照ください。
(欠員があっても保育できない場合があります。)

欠員状況のURL <http://www.city.toshima.lg.jp/kodomo/hoikuen/004481.html>

＜申込対象＞ 豊島区に住所のある（＊1）、生後8週経過児（＊2）から小学校就学前の健康で特別な配慮が必要のない、集団保育が可能な児童です。

（原則として、幼稚園在園のお子さんの利用はできません。）

＜利用理由＞ 保護者が次の理由で、緊急に保育を必要とするとき利用できます。

1. 保護者が病気、出産等で入院するとき。
2. 保護者が自宅療養や通院（週3日以上通院し、1日4時間以上を要する場合）するとき。
3. 家族の入院・自宅療養のため、保護者が看護にあたるとき。
4. 保護者が葬儀を主催または出席するとき。
5. 保護者が死亡、行方不明等で不在のとき。
6. 保護者が災害等により復旧作業に従事するとき。

（＊1）里帰り出産に伴い保育を利用する場合は、里帰り先が豊島区にあれば区外住所の方も利用できます。

（＊2）生後4か月経過児からの保育園もあります。

※ 詳細については、子育て支援課入園係まで、お問い合わせください。



14. 入所予約

☆入所予約制度



これまで、0歳児の入園については年度途中の欠員が少ないため、産休・育休明けでも4月まで空き待ちをしていただくという状況でした。そのため8月以降の産休・育休明けの方を対象に、年度の途中でも入園できる制度を設けています。

＜申込対象＞ 区内在住で、「労働基準法」の産後休暇や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の育児休業の対象になった1歳未満の子どもがいて、平成26年8月から平成27年3月の間に職場復帰を予定している方（1歳を超えて取得する場合は対象外です。）

＜申込期間＞ 第1回 平成26年 6月 2日（月）～平成26年 6月13日（金）
(対象 8月から11月に職場復帰の方)

第2回 平成26年 10月 1日（水）～平成26年10月15日（水）
(対象 12月から3月に職場復帰の方)

※出生前の申込みの場合は、ご相談ください。（出生予定日の確認のため、母子手帳のコピーが必要です。）

＜受入保育園＞ 第1回 駒込第一保育園 駒込第二保育園 東池袋第一保育園 東池袋第二保育園
池袋第一保育園 池袋第二保育園 池袋第三保育園 高南保育園
目白第一保育園 南長崎第二保育園 要町保育園 高松第一保育園

第2回 駒込第一保育園 巣鴨第一保育園(2名) 東池袋第一保育園 西池袋第二保育園
池袋第二保育園 池袋第三保育園 池袋第五保育園 目白第二保育園
南長崎第一保育園 南長崎第二保育園 長崎保育園 高松第二保育園

*東池袋第一保育園・西池袋第二保育園・高松第一保育園は、4か月経過児のみの実施です。

＜募集数＞ 原則：各園1名

＜入園月＞ 産休のみの方 ・産休明け直後の月の初日（対象園は8週経過児園のみです。）
・お子さんが第1回は8月～11月、第2回は12月～3月に8週経過して入園できる場合のみです。
育休明けの方 ・原則として復帰月の初日（1日復帰の場合は、前月初日から入園できます。例えば、8月1日復帰の方は、7月1日から入園できます。）

＜申込方法＞ 一般的な入所申込書類一式とあわせ、産休・育休明け入所予約申込書の提出が必要です。
入所予約を申し込まれた方は、一般選考も対象となります。
(予約申請用紙は、窓口に用意しておりますので、お申し出ください。)
申込みは、児童1人につき1園のみとし、書類はすべてそろえて提出してください。
なお、一般的な入所申込みと入所予約の希望園は、異なる園を選択することができます。

＜選考＞ 募集数を超える申込みがあったときは、選考となります。

＜内定連絡＞ 第1回 平成26年 6月20日（金）
第2回 平成26年10月23日（木）
※内定者のみ電話で連絡します。不承諾の場合は内定連絡日以後文書で通知します。
面接・健康診断は入園月の前月に、一般の内定者と同日に行います。
面接・健康診断終了後、正式決定になります。

＜ご注意＞ ・入所予約承認後、入園するまでに保育に欠ける状況が変わったときは、再選考する場合があります。
・内定の入所月を変更することはできません。
・入園前に豊島区から転出した場合、内定または承認が取り消しとなります。
・入所予約で選考に漏れ、一般入園申請で他園に内定した場合は、入所予約申請は自動的に取下げとなります。

15. 保育料基準表

(平成26年度予定/月額)

世帯の階層区分		保育料(月額)					
階層	定義	4歳以上児		3歳児		3歳未満児	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護世帯						
B	世算前 帯定年 所分得保 税育0 料円	前年度保育料算定期民税0円の世帯	0円	0円	0円	0円	0円
C1		前年度保育料算定期民税均等割のみの世帯	2,200	1,100	2,200	1,100	3,400
C2		前年度保育料算定期民税所得割 8,500円未満の世帯	3,400	1,700	3,400	1,700	4,200
C3		前年度保育料算定期民税所得割 8,500円以上の世帯	4,500	2,250	4,600	2,300	5,500
D1	前年分保育料算定期民税所得0円以外の世帯	前年分の保育料算定期民税所得額 1,500円未満の世帯	6,000	3,000	6,100	3,050	7,300
D2		" 1,500円以上 8,401円 " "	7,800	3,900	8,000	4,000	9,000
D3		" 8,401円 " 15,000円 " "	9,900	4,950	10,100	5,050	10,200
D4		" 15,000円 " 30,000円 " "	11,700	5,850	11,900	5,950	16,800
D5		" 30,000円 " 45,000円 " "	13,600	6,800	13,800	6,900	20,800
D6		" 45,000円 " 60,000円 " "	15,300	7,650	15,600	7,800	23,400
D7		" 60,000円 " 75,000円 " "	17,000	8,500	17,200	8,600	25,700
D8		" 75,000円 " 90,000円 " "	18,300	9,150	18,500	9,250	27,800
D9		" 90,000円 " 112,500円 " "	19,400	9,700	19,800	9,900	30,000
D10		" 112,500円 " 142,500円 " "	20,300	10,150	21,300	10,650	31,800
D11		" 142,500円 " 172,500円 " "	21,100	10,550	22,600	11,300	33,800
D12		" 172,500円 " 202,500円 " "	21,800	10,900	23,500	11,750	35,400
D13		" 202,500円 " 232,500円 " "	22,400	13,440	24,600	14,760	37,300
D14		" 232,500円 " 262,500円 " "	22,900	13,740	25,500	15,300	38,900
D15		" 262,500円 " 292,500円 " "	23,300	13,980	26,300	15,780	40,500
D16		" 292,500円 " 322,500円 " "	23,600	14,160	27,100	16,260	42,000
D17		" 322,500円 " 352,500円 " "	23,900	14,340	27,800	16,680	43,600
D18		" 352,500円 " 502,500円 " "	24,100	16,870	28,500	19,950	47,300
D19		" 502,500円 " 652,500円 " "	24,300	17,010	29,100	20,370	53,300
D20		" 652,500円 " 802,500円 " "	24,500	17,150	29,700	20,790	58,500
D21		" 802,500円 " 1,200,000円 " "	24,700	17,290	30,200	21,140	62,700
D22		" 1,200,000円 " 2,000,000円 " "	24,900	17,430	30,700	21,480	62,800
D23		" 2,000,000円 " 4,000,000円 " "	25,100	17,570	31,100	21,770	62,900
D24		" 4,000,000円 以上の世帯	25,300	17,710	31,500	22,050	63,000

※所得税額は住宅借入金等特別控除、外国税額控除、配当控除等を適用する前の税額です。

※第2子以降の欄は、認可保育園に2人以上同時に在園している場合に適用されます。

※保育料の年齢は、平成26年4月1日現在の年齢となります。

◎この保育料基準表は、平成26年4月1日現在のものです。状況により保育料が改定になる場合があります。

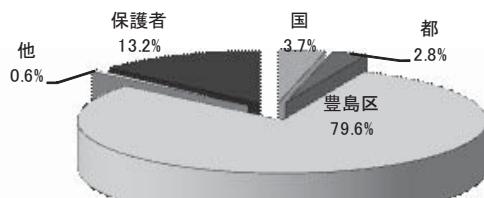
平成22年度の税制改正の影響がないよう、年少扶養控除及び16~18歳までの特定扶養控除を税額計算の際に算入し、前年分保育料算定期民税又は前年分保育料算定期民税として保育料負担に影響が出ないように再計算をしています。

16 保育園の運営にかかる経費と保育料・園舎の改修、改築について

☆ 保育園の運営にかかる経費と保育料

保育園の運営経費は、保護者の皆さんに負担していただく保育料と国・都・区が負担する費用でまかなわれています。年間の運営費は約65億円で、保育料収入は約9億円です。他の収入は、約9割が税負担となっています。このため、下図のように、保育園の運営経費に占める区の負担割合が極めて大きくなっています。（数値はすべて平成24年度決算によるもので、人件費を含みます。）

《保育園運営経費の負担割合》（公私立合計）



○左図のとおり運営経費には、多くの税金が投入されています。

○現在の保育料収入は、保育園運営に必要な経費の13パーセント程度となっています。

園児1人当たりの経費（公立年額）
(内訳)

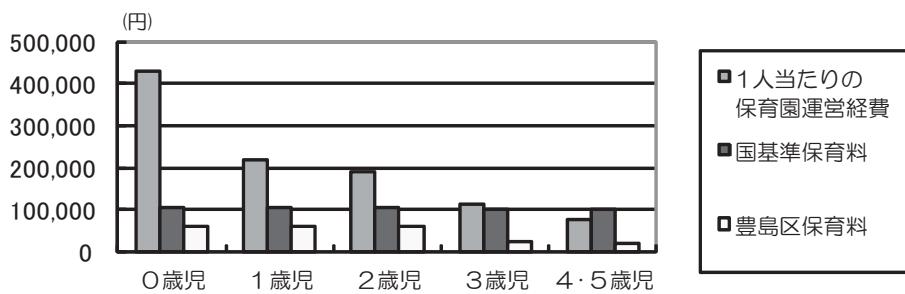
保護者負担額
公費負担額

204万1千円

27万6千円

176万5千円

《園児1人当たりの経費と保護者負担割合》・・・年齢別・月額・公私立平均



- 1人当たりの保育園運営経費
- 国基準保育料
- 豊島区保育料

- ※
(1) グラフの□部分は、保護者負担となる月額保育料（最高額）です。
(2) 国基準保育料とは、国が保護者から負担を求めている月額保育料（最高額）です。

【お問い合わせ先】
豊島区子育て支援課入園係

☆ 園舎の改修・改築予定

以下の保育園では、施設・設備の老朽化により園舎の改修・改築工事を予定しております。

各園の工事内容、工事期間等をお知らせいたします。

園名	工事内容	仮設園舎		備考
	期間（予定）	使用有無	場所	
駒込第一保育園	改築(新築)工事	有	駒込6-3-2 (染井よしの桜の里公園隣地)	
	平成24年6月～26年5月			
東池袋第一保育園	全面改修工事	有	北大塚3-12-12 (旧東部子ども家庭支援センター)	
	平成26年4月～27年1月			
高松第二保育園	内装・サッシ改修工事等	有	園庭に配置予定	
	平成26年4月～27年2月			
駒込第三保育園	内装・空調改修工事	無		
	平成27年1月～28年2月			
東池袋第二保育園	内装・空調・サッシ改修工事	無		
	平成26年9月～27年2月			
目白第二保育園	外装・空調・サッシ改修工事	無		
	平成26年9月～27年2月			

* 東部子ども支援センターは、仮設園舎使用期間（平成23年1月4日～27年1月頃）は、豊島区上池袋2-35-22（豊島幼稚園跡地）へ移転しています。

問い合わせ先：豊島区子ども家庭部保育園課 施設・運営グループ 電話：03-3981-2028

☆ 区立保育園の民営化について

区ではこれまで区で設置・運営していた保育園を民間の法人に運営を委ねる計画を進めています。

民営化対象保育園

保育園名	方法	今後の予定
西巣鴨第二保育園	民営化	建て替え工事（工事中は北大塚3-12-12に移転）・保育引き継ぎを経て、平成26年4月から（社福）豊島区社会福祉事業団が運営する（仮称）西巣鴨さくらうす保育園となります。（新園舎は西巣鴨1-1-13）
高松第一保育園	民営化	事業者選定（平成24年度）→新築工事（千川小学校跡地）・保育引き継ぎを経て、平成27年4月から（社福）つばさ福祉会が運営する私立保育園となります。

※民営化：施設の設置主体と運営主体を民間に変更すること

保育料は区が徴収するため、区立保育園と私立保育園に差はありません。

【お問い合わせ先】

豊島区子ども家庭部保育園課 民営化グループ 電話：03-3981-1823

◎ 認可外保育施設

☆東京都認証保育所

施設面積、保育士資格等で都の施設基準を満たし、都が認証している保育施設で区が経費の一部を助成しています。各施設にお問い合わせください。

対象 A型：0歳から小学校就学前までの乳幼児 B型：0歳～3歳未満の乳幼児

	施設名	所在地	電話番号
A型	グローバルキッズ西巣鴨園	西巣鴨 4-20-4 ヴェルテラスすずき1F	03-3576-0666
	アップルナースリー	北大塚 1-17-9 平松ビル2F	03-3917-8877
	保育所まおむ東池袋駅前園	東池袋 4-21-1 アウルタワー1F	03-3980-5511
	アスク池袋保育園	南池袋 2-32-13 タクトビル2F	03-5950-8351
	ドリームキッズにし池袋保育園	西池袋 5-17-11 ルート西池袋ビル1F	03-6907-3998
	ポピinzナーサリースクール池袋	池袋本町 4-46-11 プラウドシティ池袋本町1F	03-5957-2145
	グローバルキッズ南長崎園	南長崎 4-5-20 アイテラス落合南長崎3F	03-3950-0405
B型	つくしんぼ保育所	北大塚 1-11-19 ヴィラノア1F	03-3949-7323
	あゆみ保育園	雑司が谷 2-7-16	03-3971-0972

平成26年度開設予定（東京都認証予定）

	施設名	所在地	電話番号
A型	（仮称）日生駒込駅前保育園ひびき (平成26年4月1日開設予定)	駒込 1-28-4 本澤ビル2F	未定
	未定 (平成26年4月1日開設予定)	池袋本町1丁目	未定

※他の区市町村にある認証保育所一覧については、

東京都福祉保健局のホームページをご覧ください → 《 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/> 》

☆認証保育所利用者に対する補助について

豊島区では、認証保育所（区内・区外）利用者に対して、保育料負担軽減補助を行っています。
補助については、一定の条件があります。詳しくは豊島区のホームページをご覧いただくな、
保育園課までお問合せください。

【ホームページをご覧の場合】 《 <http://www.city.toshima.lg.jp> 》

トップページ>生活ガイド>子育て・教育>保育園・認証保育所・保育ママ

>認証保育所利用者に対する保育料負担軽減補助 申請書のダウンロードが可能です。

【お問い合わせ先】 豊島区子ども家庭部保育園課 私立保育園グループ 電話：03-3981-1823

保育園課窓口にて制度のご案内や申請書をお渡ししています。

17. 事業所内保育所・小規模保育所・保育ママについて

◆事業所内保育所

従業員用保育施設「メディママ保育園」に豊島区民枠を設定し、認可保育園を入園待機になったお子さんを対象に保育します。

☆所在地 西池袋5-1-3 メトロシティ西池袋2階 (池袋駅C2/C3出口直結)

☆定員・対象年齢 5名/生後6ヶ月～3歳未満(4月1日現在)

☆保育日・保育時間 月～金曜日(祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
午前8時～午後7時(延長保育は行っていません。)

☆月額保育料 月額52,000円(昼食・おやつ代含む。)

*アレルギー食の対応をします。

その他 保育に関する雑費などは別途かかります。

◆小規模保育所

豊島区が施設や運営の基準を定め認定した、定員19名以下の保育所で、認可保育園を入園待機になったお子さんを対象に保育します。

施設の基準は認可保育所(国基準)に、職員配置基準は東京都認証保育所(都独自基準)に準じています。

☆所在地・最寄駅 (※平成25年11月1日現在)

施設名	所在地・最寄駅	電話番号	定員
目白らるスマート保育所	豊島区高田3-20-1 斎藤ビル1階 JR・東西線高田馬場 都電荒川線学習院下	6907-1791	14名
巣鴨らるスマート保育所	豊島区巣鴨4-34-5 1階 都電荒川線庚申塚	6903-5321	13名
さき 東池袋早樹保育園	豊島区東池袋2-13-7 東急ドエール・アルス大塚台1階 JR大塚 都電荒川線大塚駅前	6907-3547	15名

*小規模保育所は、上記以外に新たに開設する予定です。

新規開設、定員変更等の際は、豊島区のホームページでお知らせいたします。

☆月額保育料(各保育所にお支払いください。)

【週5日利用】

利用時間	8時間以内	9時間以内	10時間以内	11時間以内
0歳児保育料	28,800	35,500	42,200	49,000
1歳児保育料	26,800	33,500	40,200	47,000
2歳児保育料	25,800	32,500	39,200	46,000

【週6日利用】

利用時間	8時間以内	9時間以内	10時間以内	11時間以内
0歳児保育料	39,500	47,600	55,700	63,700
1歳児保育料	37,500	45,600	53,700	61,700
2歳児保育料	36,500	44,600	52,700	60,700

*基本の保育料の他、給食・おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、

これらに係る消費税相当分を含む。

*アレルギー食・お弁当持参の対応は各園にご相談ください。

☆対象年齢 0歳～3歳未満(4月1日現在)

☆保育日 月～土曜日(祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

☆保育時間 午前7時15分～午後6時15分

(午後6時15分～7時15分は延長保育となります。)

☆延長保育料 午後6時15分以降、10分ごとに100円。

☆入所契約 各保育所事業者の重要事項説明書を確認し、事業者と契約してください。

◆その他 共通事項

☆申込方法

(1) 必要書類 (認可保育所入所申込関係書類に加えて、提出するもの)
・「入所(委託)申込書」・「運営内容の確認シート」

(2) 申込締切日 認可保育園の締切日と同日になります。

(3) 提出先 子育て支援課 入園係に直接お申込みください。

☆保育料の負担軽減補助、免除・減免の制度があります。

【問合せ先】 豊島区保育園課政策・企画グループ
電話 03-3981-1961

◆保育ママ

「保育ママ」は、保育・育児経験豊かな方を区が保育者に認定して、自宅または区指定の場所（すぐすくルーム）で、家庭的な雰囲気で保育する制度です。
認可保育園入園待機となった3歳未満（4月1日現在）のお子さんを対象にお預かりします。

★所在地・定員（※平成25年11月1日現在）

《自宅提供型》	最寄駅	児童定員
① 巣鴨4丁目	JR巣鴨 又は 都電庚申塚	2名
② 西巣鴨1丁目	JR大塚 又は 都電巣鴨新田	2名
③ 西巣鴨3丁目	三田線西巣鴨 又は 都電新庚申塚	2名
④ 雜司ヶ谷2丁目	副都心線雑司ヶ谷 又は 都電鬼子母神前	2名
⑤ 高田3丁目	JR高田馬場 又は 東西線高田馬場	2名
⑥ 目白4丁目	JR目白 又は 西武池袋線椎名町	2名
⑦ 千早1丁目	有楽町線要町	3名

《施設提供型》	所在地・最寄駅	児童定員
① 北大塚すぐすくルーム	北大塚3-18-19 (最寄駅) JR大塚	12名
② 長崎すぐすくルーム (平成27年3月まで開設予定)	長崎5-9-15 (最寄駅) 西武池袋線東長崎 104号室 105号室	9名 9名
③ 駒込すぐすくルーム (平成27年3月まで開設予定)	駒込1-8-10 (最寄駅) JR駒込	12名
④ 東池袋すぐすくルーム (平成30年3月まで開設予定)	東池袋5-44-10 (最寄駅) 都電向原 又は 丸ノ内線新大塚	13名
⑤ 西池袋すぐすくルーム (平成27年3月まで開設予定)	西池袋5-15-7 (最寄駅) 有楽町線要町 又は JR池袋	9名
⑥ 池袋本町すぐすくルーム 【設置者:NPO法人フローレンス】	池袋本町4-8-2 (最寄駅) 東武東上線 北池袋	9名
⑦ 西巣鴨すぐすくルーム 【設置者:NPO法人フローレンス】	西巣鴨1-35-10 (最寄駅) 都電庚申塚 又は 三田線西巣鴨	9名

※上記②～⑤のすぐすくルームの開設期間、定員については、変更になる場合があります。

また「保育ママ」は上記以外に、新たに開設される場合があります。区のホームページでお知らせします。

★保育日 月～金曜日（上記⑥⑦のすぐすくルームは、土曜日も保育ができます。）
ただし、祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

★保育時間 午前8時30分～午後5時の間で8時間以内（基準保育時間）
上記8時間を超える保育が必要な場合は、午後6時まで延長保育ができます。
上記③④⑤⑥⑦のすぐすくルームは、朝は8時から、夕方は6時30分まで
延長保育ができます。

★保育期間 4月～翌年3月の間（希望した認可保育園入園が決まるまで）

★保護者の負担 保育料 月額25,000円（事業運営経費5,000円を含みます）
延長保育料は、1時間あたり500円、30分以内は250円です。
上記⑥⑦のすぐすくルームは、保育料・延長料金が異なります。
飲食物 食事・ミルク・おやつ等は持参（⑥⑦のすぐすくルームは給食有り）
その他 着替え・おむつ等の日用品は保育ママにお尋ねください。

★保護者の負担軽減補助金

一定の要件を満たす保護者の方に、負担された保育ママの保育料に対し
補助金（月額10,000円～25,000円）を交付する制度があります。
(P16に記載の保育園保育料基準表のうち、世帯の階層区分A～C3の世帯の
保護者の方が対象となります。要件の詳細はお問い合わせください。)

詳細は、別紙「保育ママのご案内」をご覧ください。

【問い合わせ先】 豊島区子育て支援課子育て事業係
電話 03-3981-2109

18. その他の保育支援サービス

◎一時保育

ご家庭で育児されている方が、通院・仕事・PTA・リフレッシュなど、お子さんを預けて用事を済ませたい時1時間単位でお預かりする制度です。詳細は、各施設にお問い合わせください。

★子ども家庭支援センター

東部子ども家庭支援センター

*東部子ども家庭支援センターは保育園建て替えの代替施設として使用するため

平成23年1月4日～平成27年1月頃まで（予定）下記で運営しています。

豊島区上池袋2-35-22(豊島幼稚園跡地)

電話 03-5980-5275

西部子ども家庭支援センター

豊島区千早4-6-14

電話 03-5966-3131

★公立保育園

駒込第一保育園

東池袋第二保育園

池袋第二保育園

池袋第五保育園

目白第二保育園

南長崎第二保育園

住所・電話番号については23ページを参照してください。

※駒込第一保育園は平成26年5月頃までは仮園舎での実施となります。

(17ページを参照してください)

★私立保育園

若草保育園

同援さくら保育園

(仮称) 西巣鴨さくらそう保育園

たんぽぽ(椎名町ひまわり保育園分室)

豊島区長崎4-15-3

電話 03-3973-0275

◎ファミリー・サポート・センター

○ファミリー・サポート・センター事業

『子育ての手助けが必要な方』と『子育ての手助けができる方』が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てを行う有償のボランティア活動です。

様々な都合で、保護者がお子さんを見ることができない時に、援助します。

窓口で事前の会員登録が必要です。

○産後サポーター事業

産後の家事や育児のお手伝いをする有償のボランティア活動です。

窓口で事前の申請が必要です。

詳細は、ホームページまたは事務局にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

豊島区ファミリー・サポート・センター事務局

電話 03-3981-2146



◎その他の保育 ··· 利用に際し、通常保育料とは別に利用料等がかかります。

病後児保育

··· 事前に利用登録の手續が必要です。

子育てと就労の両立支援の一環として、認可保育所等に通っているお子さんが「病気の回復期」などで集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

お預かりできるお子さんの要件は

豊島区内に住所を有していること。かつ、下記のいずれかに該当していること。

1. 認可保育所、事業所内保育所、小規模保育所、臨時保育所に在籍している児童
2. 認証保育所に月120時間以上の利用で在籍している児童
3. 豊島区の保育ママ制度を利用している児童
4. 幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる児童
5. 認定こども園を利用し、保護者が就労証明書を提出できる児童

※いずれも受入年齢は利用日現在満1歳を経過しているお子さんとします。

お預かりできる症状の範囲は

- (1) 感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾患
- (2) 水痘、風疹等の伝染性の疾患
- (3) 哮息等の慢性疾患
- (4) 熱傷、骨折等の外傷性疾患
- (5) その他医師が利用可能と判断した疾患

} いずれも医師による「病後児保育の利用に支障がない。(急性期を過ぎている、感染の恐れがないなど)」という診断が必要です。

実施施設：同援さくら保育園(23ページ保育園一覧参照)(定員1日2名)
(仮称)西巣鴨さくらそう保育園(23ページ保育園一覧参照)
(定員1日2名)
田村医院 ピヨピヨ病後児保育室(定員1日4名)
(豊島区池袋本町1-45-16 電話 5985-1424)

休日保育

··· 事前に利用登録の手續が必要です。

子育てと就労の両立支援の一環として、就労等の理由により休日に保護者が家庭でお子さんの保育ができないときに、保護者にかわり指定された認可保育所で保育する事業です。

お預かりできるお子さんは

豊島区内の認可保育所に在籍しているお子さん又は豊島区内に住所を有し、区外認可保育所に在籍しているお子さんで、利用日現在満1歳を経過しているお子さん。

実施施設：同援さくら保育園(23ページ保育園一覧参照)
(仮称)西巣鴨さくらそう保育園(23ページ保育園一覧参照)

○詳細についての問い合わせ先

豊島区子ども家庭部保育園課 政策・企画グループ

電話：03-3981-1961



	保育園名	運営法人	0歳児保育	延長保育(定員等)	所在地	電話	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
公 設	駒込第一		8週経過児 8週経過児 8週経過児	19時15分 19時15分 19時15分	駒込 駒込 巣鴨	7-7-22 5-1-3 3-15-20	(391)70644 (394)9152 (391)8900	108 107 107	12 11 12	16 14 18	20 19 18	20 21 19	20 21 20	
	駒込第二		8週経過児	20時00分	西巣鴨	1-2-14	(394)2341	120	12	19	20	23	23	
	美鴨第一		8週経過児	20時00分	東池袋	2-60-19	(398)74621	94	9	14	17	18	18	
	西巣鴨第三		4ヶ月経過児	20時00分	東池袋	2-34-1	(398)83570	102	10	15	18	19	21	
	東池袋第一		8週経過児	20時00分	西池袋	4-22-18	(395)77521	101	10	15	17	19	20	
	東池袋第二		4ヶ月経過児	19時15分	上池袋	3-39-11	(391)68568	117	13	18	20	21	22	
	西池袋第二		8週経過児	19時15分	池袋本町	3-4-5	(398)74648	106	9	14	18	21	22	
	池袋第一		8週経過児	20時00分	池袋	3-58-15	(398)64006	110	10	18	18	21	22	
	池袋第二		8週経過児	19時15分	池袋	3-26-22	(398)74653	115	13	18	20	21	22	
	池袋第三		8週経過児	19時15分	高田	1-24-14	(398)76845	94	9	13	16	18	20	
公 営	池袋第五		8週経過児	20時00分	自白第一	5-18-2	(395)312293	101	9	16	19	19	19	
	高南		8週経過児	19時15分	自白第二	2-23-9	(398)616261	100	12	14	17	18	21	
	目白第一		8週経過児	19時15分	南長崎	5-23-7	(395)26375	103	11	14	18	20	22	
	目白第二		8週経過児	19時15分	南長崎	2-3-21	(395)24761	101	9	16	17	19	20	
	南長崎第一		8週経過児	19時15分	長崎	3-7-7	(395)6171	104	11	16	18	19	20	
	南長崎第二		8週経過児	19時15分	要町	3-17-11	(395)6141	112	15	16	18	20	21	
	長崎		8週経過児	19時15分	高松	3-10-7	(397)29801	72	6	10	11	15	15	
	要町		8週経過児	19時15分	高松	1-7-13	(395)8421	101	9	15	18	19	20	
	高松第一		4ヶ月経過児	19時15分	駒込	2-2-3	(391)58677	109	9	15	19	21	22	
	高松第二		8週経過児	19時15分	南大塚	2-36-3	(394)67688	106	12	14	18	20	21	
公 設 民 営	駒込第三	(社福)豊島区社会福祉事業団	8週経過児	20時00分	維司が谷	1-22-5	(595)44770	99	10	17	17	18	19	
	南大塚	(社福)桜ヶ丘	8週経過児	19時15分	(社福)西巣鴨さくらそつ	1-1-13	未定	128	18	22	22	22	44	
	雑司が谷		8週経過児	20時15分	社会福祉事業団	(社福)若草	1-10-3	(394)56372	160	20	30	30	30	
			8週経過児	20時15分	(社福)大塚里とるばんば	6週経過児	19時15分	(30)	60	6	9	10	11	
			8週経過児	20時15分	(社福)きんず	8週経過児	20時15分	(30)	59280837	60	6	9	11	
			6週経過児	22時15分	(社福)同援さくら	6週経過児	22時15分	(定員なし)	南池袋	3-7-8	(595)77510	108	12	
			6週経過児	20時15分	(社福)西池袋そらいろ	(社福)みづばち会	6週経過児	(20)	西池袋	2-25-20	(398)84210	95	9	17
			8週経過児	19時15分	(社福)みのりの会	8週経過児	19時15分	(20)	池袋本町	3-29-9	(398)32396	60	6	11
			6週経過児	20時15分	(社福)めぐみ	みのりの会	6週経過児	(20)	池袋本町	4-1-14	(594)49791	98	12	13
			6週経過児	19時15分	(社福)ひまわり	(社福)愛の家	4ヶ月経過児	(20)	南長崎	3-35-8	(395)14009	60	10	10
民 設			6週経過児	19時15分	(社福)愛の家	4ヶ月経過児	19時15分	(20)	長崎	4-11-3	(395)72801	70	6	9
			6週経過児	22時15分	(社福)しいの実	育和会	22時15分	(30)	千早	1-31-5	(355)4103	110	12	18
			6週経過児	19時15分	(社福)千早子どもの家	千早子どもの家	6週経過児	(20)	千早	3-37-14	(395)7028	60	9	10
										計	3,398	363	522	590
														633
														1,290

※年齢別の数は定員であり算入人員ではありません。また、定員は、今後変更される可能性があります。

◎ 0歳児保育は、6週経過児→入所開始日に生後44日になつているお子さんから、8週経過児→入所開始日に生後58日になつているお子さんから、8週経過児→入所開始日は、誕生日を含みます。(「生後」とは誕生日を含みます。)

* 24年4月1日開始の要町保育園の分園は、3年間の特限措置となつていますので、26年度・27年度で順次調整します。

☆(仮称)西巣鴨さくらそつう保育園は、平成26年4月開園のため、掲載内容は予定となります。

としまくのほいくMAP

